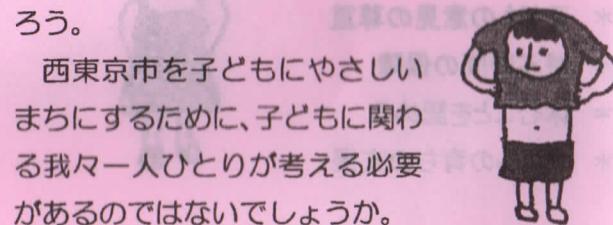


西東京市では、1989年に国連で採択された子どもの権利条約（日本は1994年に批准）の趣旨に基づいて、子どもの権利を保障することを目的とした「子どもの権利に関する条例」の策定作業が進められてきました。2009年8月には、市長から条例の策定作業を委嘱された策定委員会から中間報告という形で条例案が提出されています。

子どもたちが豊かに成長できる環境を整えるために、速やかな条例の制定を求める声が市民から上がる一方、「子どもを権利行使の主体とする考え方は社会に混乱を招く」という反対意見もあり、条例の制定作業は一向に進んでいません。

なぜ今、西東京市に子どもの権利条例が必要なのか。「子どもの権利」ってどういうことなんだろう。



子どもの権利条約

18歳未満のすべての子どもの権利を守るために、国連が採抲した条約です。以下の4つの柱から成っています。

1. 生きる権利：人間らしく生きるための生活水準が守られることなど
2. 育つ権利：教育を受け、休んだり遊んだりできることなど
3. 守られる権利：虐待や放任、搾取から守られることなど
4. 参加する権利：自由に意見を表明することや、グループ活動ができることなど



「西東京市子どもの権利に関する条例」の実現をすすめる会では、西東京市に暮らす子どもたちの明るい未来を考えるために、子どもの権利に関することを中心に、学習会や講演会などを行っています。活動の内容は、下記のブログやニュースレター等でお知らせしています。是非ご参加ください。



「西東京市子どもの権利に関する条例」の実現をすすめる会

連絡先：TEL042-463-7069（古谷・ふるたに）
080-2009-3558

子どもたちの未来を考えるブログ

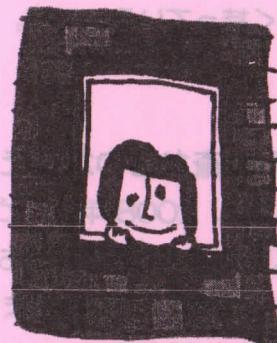
<http://ameblo.jp/jourei-nishitokyo/>

子どもたちの未来を考える

http://ameblo.jp/jourei-nishitokyo/

子どもの権利について

考えてみませんか？



「西東京市子どもの権利に関する条例」の実現をすすめる会

子どもの権利って?

Children's Rights

「子ども」とは、もっとも未熟な段階からおとなになるまでの間に少しずつ育ち、力をつけていく存在。おとなからのサポートを必要とし、周囲からの影響を受けやすい存在でもあります。しかし、決しておとの従属物ではなく、子ども自身が人生の主体であることを忘れてはなりません。

「子どもに権利がある」というのは、誰に対しても当たり前のことを求めることができ、当たり前でいられる存在であるということです。つまり、当たり前に生きることができ、健やかに育ち、あらゆる種類の虐待や搾取、差別や暴力から守られ、そして自由に意見を表すことができる。そんな当たり前の「権利」を、子どもたちは生まれながらにして等しく持っているのです。

アンケート調査からわかったこと

西東京市では、2008年に子どもを含む市民約2千5百人を対象とした「子どもの権利に関する意識アンケート調査」が行われました。その結果、当たり前のことが守られていなかったり、つらい思いを相談する相手がない子どもたちが多いといったことがわかつきました。



※以下、小学生は5年生、中学生は2年生が対象

■自分が好きですか？

「そう思う」「まあまあそう思う」…小学生65.8%
中学生34.8% 16~17歳48.6%

■学校や児童福祉施設の先生から心を傷つける

ことを言わされたことがある

小学生4% 中学生6% 16~17歳10.7%

■身体を触られたり性的に嫌なことをされたりした

ことがある

小学生0.6% 中学生1.9% 16~17歳1.7%

■つらくてどうしようもない経験をした子どものうち、

誰かに相談したことがある

小学生46.2% 中学生37% 16~17歳50%

～自由記述より～

- ・いじめにあってる子どものために、電話だけでなく、真剣に向き合ってほしい (小5・女子)
- ・家の親のケンカがひどく、早く死にたいと思った (中2・女子)
- ・基本的におとなは話を聴いてくれない。真剣に聴いて欲しい (中2・女子)
- ・木がいっぱいあって、緑の多いのんびりできる空間が欲しい (中2・女子)

西東京市の子どもの権利条例

こうした調査結果をもとに、「西東京市子どもの権利に関する条例要綱」がつくられました。

～一部抜粋～

西東京市では、子どもは、あらゆる面で、生まれたそ

の時から権利の主体として、子どもの権利が保障されます。その際、年齢や成長にふさわしい形で、次のこと

- ①ひとりの人として尊重され、いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと
- ②ひとりひとりの意見や考えが尊重されること
- ③ひとりひとりの最善の利益が図られること

この要綱では、子どもの権利を保障するため次のように具体的な対応が示されています。

- *虐待・体罰の禁止
- *学びの機会の保障
- *居場所の整備
- *子どもの意見の尊重
- *遊ぶ時間の保障
- *休むことを認める
- *子どもの育ちの支援



そして、これらを実現するために、市が子どもの育ちを支える人の支援を行うこと、あらゆる場面で子どもの参加を促進すること、子どもにやさしいまちづくりを進めることなどが書かれています。

また、子どもの相談と救済の仕組みとして、子どもオンブズパーソンの設置が謳われており、子どもたちが身近な場所で安心して相談ができ、速やかかつ適切な救済が図られることを目指しています。

※要綱の全文は西東京市のウェブサイトで見られます。